

8 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

(1) 令和6年度介護報酬改定で変更があった加算（根拠法令）

★ 対象サービス…（介護予防）福祉用具貸与

令和6年度報酬改定で要件の変更及び追加となった加算は以下のとおりです。加算を取得する際は算定要件の確認をお願いします。

・高齢者虐待防止措置未実施減算（経過措置により令和9年4月1日から適用）

H12 厚告 19 別表 11 注 1、H27 厚労告 95 44 の 4、H12 老企 36 第 2 の 9（1）

H18 厚労告 127 別表 9 注 1、H27 厚労告 95 121 の 3 の 2、H18 老計発第 0317001 号他 別紙 1 第 2 の 10（1）

・業務継続計画未策定減算（経過措置により令和7年4月1日から適用）

H12 厚告 19 別表 11 注 2、H27 厚労告 95 44 の 5、H12 老企 36 第 2 の 9（2）

H18 厚労告 127 別表 9 注 2、H27 厚労告 95 121 の 3 の 3、H18 老計発第 0317001 号他 別紙 1 第 2 の 10（2）

(2) 全国平均貸与価格、貸与価格の上限

★ 対象サービス…（介護予防）福祉用具貸与

① 福祉用具貸与価格の上限設定等

福祉用具については、平成 30 年 10 月より、商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握し、ホームページにおいて当該商品の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限設定を国が公表しています。

- ・令和 2 年 10 月 30 日付厚生労働省老健局高齢者支援課通知（介護保険最新情報 Vol. 886）『**令和 3 年 4 月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び価格の上限公表について**』（掲載略）にて、全国平均貸与価格及び価格の上限について、今まで 1 年に 1 度の見直しが実施されていましたが、令和 3 年 4 月貸与分からは、適用する価格を見直した上で、**3 年に 1 度の頻度で見直し**を行うことになりました。
- ・**新商品**については、これまでと同様、**3 月に 1 度**の頻度で実施し、公表されますので、確認をお願いします。

全国平均貸与価格及び貸与価格の上限は、厚生労働省または公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載されています。また、全国平均貸与価格及び貸与価格の上限につきましても、ホームページにて公表されていますので、併せて確認をお願いします。

なお、**平成 30 年 10 月の貸与分以降、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されない**ので、ご注意ください。

○参考

- ・厚生労働省ホームページ（全国平均貸与価格・貸与価格の上限等）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>
- ・公益財団法人テクノエイド協会ホームページ
<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

（根拠法令） H30 老高発 0322 第 1 号、H12 厚告 19 別表 11、H30 厚労告 80

② 機能や価格帯の異なる複数商品の提示等

貸与価格の見直しと併せて、利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、平成 30 年度の制度改正で福祉用具専門相談員に対して、下記の事項が義務付けられました。

- ・貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、**当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。**（平成 30 年 10 月～）
- ・**機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示**すること。（平成 30 年 4 月～）。
- ・**（介護予防）福祉用具貸与計画書を介護支援専門員にも交付**すること。（平成 30 年 4 月～）

これを受け、一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会より「当該商品の全国平均貸与価格の説明」「機能や価格帯の異なる複数商品の提示」の手法例として、『「ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）」作成ガイドライン』及び「ふくせん福祉用具サービス計画書」がホームページに掲載されていますので、併せて参考としてください。

○参考

- ・令和 6 年度介護報酬改定に伴うふくせん福祉用具サービス計画書への対応
http://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/r6_document.pdf
- ・ふくせん版「福祉用具サービス計画書」及び「平成 30 年版ふくせん福祉用具サービス計画書（選定提案）作成ガイドライン」（厚生労働省 平成 29 年度老人保健健康増進等事業「福祉用具専門の適切な貸与に関する普及啓発事業」）
http://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html

<根拠法令>

H11 老企 25 第 3 の十一の 3（3）

H11 厚令 37

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第 199 条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談

に应じるとともに、**目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。**

二～八 （略）

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、**同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。**

（福祉用具貸与計画の作成）

第 199 条の 2 1～3 （略）

- 4 **福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。**
- 5 福祉用具専門相談員は、**福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。**ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、**福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から 6 月以内に少なくとも 1 回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。**
- 6 福祉用具専門相談員は、**モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。**
- 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、**必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。**
- 8 第 1 項から **第 4 項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。**

（３）軽度者への福祉用具貸与

★ 対象サービス…（介護予防）福祉用具貸与

軽度者（要支援 1 又は要支援 2 及び要介護 1）への福祉用具貸与については、その状態像から見て、使用が想定しにくいことから、認められない種目（9 種目）があります。しかし、必要性が認められる対象者については、適切な手続きにより例外給付を受けることができます。これまでに、いくつかの不適切な事例がありましたので、確認の上、適切な取り扱いをお願いします。

＜不適切事例＞

- ・居宅介護支援事業所等が適切な手続きにより福祉用具を位置付けているのか、確認がとれない。
- ・福祉用具貸与事業者が、居宅介護支援事業者から必要な書類を入手していない。

① 例外給付対象種目について

対象は、以下の9種目です。

介護度 品目	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 車いす	★	★	★	○	○	○	○
2 車いす付属品	★	★	★	○	○	○	○
3 特殊寝台	★	★	★	○	○	○	○
4 特殊寝台付属品	★	★	★	○	○	○	○
5 床ずれ防止用具	★	★	★	○	○	○	○
6 体位変換器	★	★	★	○	○	○	○
7 認知症老人徘徊感知機器	★	★	★	○	○	○	○
8 移動用リフト（つり具部分を除く）	★	★	★	○	○	○	○
9 自動排泄処理装置	★	★	★	★	★	○	○

★…手続きが必要 ○…給付対象

② 例外給付の判断基準

軽度者への例外給付にあたっては 209 ページの表を活用し、以下の3つの判断のうち、いずれか該当することにより、算定が認められます。

ア 基本調査結果による判断基準

認定調査票の基本調査の直近の結果により、「厚生労働大臣が定める者」に該当する。

イ 基本調査の確認項目がない場合の判断基準

表のアの（二）及びオの（三）に該当する者のうち、主治の医師からの情報及びサービス担当者会議により、貸与が適正と認められる。

ウ 市町村による判断基準

次の i から iii までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合

- i 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
- ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

③ (介護予防) 福祉用具貸与事業者の責務

居宅介護支援事業者から、**例外給付と判断した書類** (認定調査票の必要な部分、サービス担当者会議の記録、区役所に提出した書類等) の写しを入手してください。

(4) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

★ 対象サービス… (介護予防) 福祉用具貸与、特定 (介護予防) 福祉用具販売

- ① 利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制が導入されました。具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、**固定用スロープ、歩行器 (歩行車を除く)、単点杖 (松葉づえを除く) 及び多点杖が対象です。**
- ② 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行うこととなります。

ア 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、**福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととする**とともに、**利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。**

イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、**利用開始後 6 月以内に少なくとも 1 回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行う**こととする。

ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等 (メンテナンス) を行うよう努めることとする。

(5) モニタリング実施時期の明確化、結果の記録及び介護支援専門員への交付

★ 対象サービス… (介護予防) 福祉用具貸与

- ① 福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加することとなりました。

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、**福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期**等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

- ② 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することが義務付けられました。

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うものとする。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

表 (H12 老企 36)

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する 基本調査の結果
ア 車いす及び車 いす付属品	次のいずれかに該当する者 ☐ 日常的に歩行が困難な者 ☐ 日常生活範囲における移動の支援 が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ☐ 日常的に起きあがり困難な者 ☐ 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」 基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用 具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 ☐ 意思の伝達、介護を行う者への反 応、記憶又は理解に支障がある者 ☐ 移動において全介助を必要としない 者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達で きる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3-8～4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症 の症状がある旨が記載されている場合も 含む。 基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 ☐ 日常的に立ち上がりが困難な者 ☐ 移乗において一部介助又は全介助 を必要とする者 ☐ 生活環境において段差の解消が必要 と認められる者	基本調査 1-8 「3. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —
カ 自動排泄処理 装置	次のいずれにも該当する者 ☐ 排便において全介助を必要とする 者 ☐ 移乗において全介助を必要とする 者	基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」